

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北谷町は、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

沖縄県北谷町長

## 公表日

令和8年2月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>本町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成            ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知            ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置            ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知            ⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付            ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知            ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会            ⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更            ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付            ⑩個人番号カード等を用いた本人確認            ⑪事務に係る届出等について、窓口や郵送での受領以外にサービス検索・電子申請機能での受領            ⑫マイナポータルお知らせ機能を使用した届出人に対する通知</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表に基づき、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 既存住民基本台帳システム</li> <li>2 住民基本台帳ネットワークシステム(※)</li> <li>3 団体内統合宛名システム</li> <li>4 中間サーバー</li> <li>5 総合窓口システム</li> <li>6 サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)</li> <li>7 申請管理システム</li> <li>8 コンビニ交付システム</li> </ol> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSIにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの中の市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> <li>(1)住民基本台帳ファイル</li> <li>(2)本人確認情報ファイル</li> <li>(3)送付先情報ファイル</li> <li>(4)転入者申請情報ファイル</li> </ol>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第22条(転入届)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</li> </ul> <p>【情報提供】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>【情報照会】 :なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 住民課
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、必ず複数人での確認を行っている。 また、人が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対して、マイナンバー入り書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報がふくまれていないかなどのダブルチェックや特定個人情報を含む書類等は、施錠できるキャビネット等に保管することを徹底する等の対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div> [    十分に行っている    ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [    ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div> [    十分である    ]
判断の根拠	・マイナンバー入り書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていない課などのダブルチェックを行っている。 ・特定個人情報を含む書類等は施錠できるキャビネット等に保管することを徹底している。 ・特定個人情報を取り扱う職員に対しe-ラーニングを活用した研修を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月18日	I 4②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条第、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	事後	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項に、74及び85の2を加え、別表第二省令における情報提供の根拠を追記。
平成29年7月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	2015/3/5	平成29年6月7日 時点	事後	直近の数値を反映
平成29年7月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2015/3/5	平成29年6月7日 時点	事後	直近の数値を反映
令和1年6月17日	I 関連情報1③システムの名称	<p>1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)</p> <p>2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※)</p> <p>3. 団体内統合宛名システム</p> <p>4. 中間サーバー</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。</p>	<p>1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)</p> <p>2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※)</p> <p>3. 団体内統合宛名システム</p> <p>4. 中間サーバー</p> <p>5. 総合窓口システム</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。</p>	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報2特定個人情報ファイル名	<p>(1) 住民基本台帳ファイル</p> <p>(2) 本人確認情報ファイル</p> <p>(3) 送付先情報ファイル</p>	<p>(1) 住民基本台帳ファイル</p> <p>(2) 本人確認情報ファイル</p> <p>(3) 送付先情報ファイル</p> <p>(4) 転入者申請情報ファイル</p>	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報4②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条第、第14条、第15条、第16条、第20条、第22条、第23条、第24条、第25条、第27条、第28条、第31条、第32条、第33条、第37条、第38条、第39条、第41条、第43条、第45条、第47条、第48条、第50条、第51条、第53条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第2号ハ、第2条第5号ロ第10号ハ第11号ハ第17号ハ第18号ハ、第3条第6号ロ第11号ハ第12号ハ、第4条第2号ハ、第6条第3号ロ第7号ロ第8号ロ第16号ハ、第7条第1号ロ第2号ハ第3号ハ第4号ロ第5号ロ、第8条第1号ロ第2号ロ第4号ロ、第10条第1号ハ第3号ハ第4号ロ第5号ロ、第12条第1号ロ第2号ロ第3号ロ第4号ハ第6号ロ第8号ハ、第13条第1号ロ第2号ロ、第14条第1号ロ第2号ロ第3号ハ、第16条、第20条第8号ロ、第22条第1号ロ、第22条の3第3号ロ第5号ロ第6号ロ第7号ロ第8号ロ、第22条の4第1号ロ第2号ロ、第22条の4の2第1号ロ第2号ロ、第22条の4の3第1号ロ第2号ロ、第22条の4の4第1号ロ第2号ロ、第23条第3号、第24条第3号、第24条の2第4号ロ第8号ハ第9号ハ第10号ハ、第24条の3第2号、第25条第8号ロ第9号ロ第10号、第26条の3第1号ロ第3号ロ、第27条第1号ロ第2号ロ第3号ハ、第28条第1号ロ、第31条第1号ロ第2号ロ第5号ロ、第31条の2第5号ロ第9号ハ第10号ハ第11号、第31条の3第2号、第32条第1号ロ第2号ロ、第33条第4号、第37条第1号ロ第2号ロ、第38条第1号ロ、第39条第4号、第40条第1号ロ第2号ロ第3号ロ、第41条第1号ロ第2号、第43条第1号ロ第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号ロ、第44条の2第2号、第45条第2号、第47条第2号ハ第3号ハ第4号ハ第5号ハ第6号ハ第7号ハ第8号ハ第9号ハ第10号ハ第11号ハ第12号ハ第13号ハ第14号ハ第15号ハ第16号ハ第17号ロ第18号ハ第19号ハ第22号ハ第23号ハ、第48条、第49条の2第2号、第50条第1号ロ第2号ロ第3号ロ第4号ロ第5号ロ、第51条第2号第3号第4号ロ第5号ロ第6号ロ第8号ロ第9号ロ第10号ロ第11号ロ第12号、第53条第2号ハ第3号ハ第5号ハ、第55条第1号ハ第6号ロ第7号ロ第9号ロ第10号ロ、第56条、第57条、第58条第1号ロ第2号ロ、第59条第2号、第59条の2第1号ハ、第59条の3第1号ロ第2号ロ第4号</p> <p>※別表第二の30、34、35、39、40、48、58、59、84、89、91、92、101、105、116、117、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	事後	
令和1年6月17日	I 関連情報5②所属長の役職名	住民課長 仲地 桃子	住民課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月7日時点	平成31年4月26日時点	事後	
令和1年6月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月7日時点	平成31年4月26日時点	事後	
令和1年6月17日	IVリスク対策 1	-	[基礎項目評価書]	事後	
令和1年6月17日	IVリスク対策 2	-	[十分である。]	事後	
令和1年6月17日	IVリスク対策 3	-	[十分である。],[十分である。]	事後	
令和1年6月17日	IVリスク対策 4	-	委託しない	事後	
令和1年6月17日	IVリスク対策 5	-	提供・移転しない	事後	
令和1年6月17日	IVリスク対策 6	-	接続しない(入手)、[提供]十分である。	事後	
令和1年6月17日	IVリスク対策 7	-	[十分である。]	事後	
令和1年6月17日	IVリスク対策 8	-	[O]自己点検、[O]内部監査	事後	
令和1年6月17日	IVリスク対策 9	-	[十分に行っている。]	事後	
令和1年11月27日	IVリスク対策 4	委託しない	[十分である]	事後	
令和3年8月25日	I 4②法令上の根拠 (前半)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)  (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)  (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	: (別表第二における情報提供の根拠)に、97、107、117及び120を加え、119を削除。
令和3年8月25日	I 4②法令上の根拠 (後半その1)	(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第1条第2号ハ、第2条第5号ロ第10号ハ第11号ハ第17号ハ第18号、第3条第6号ロ第11号ハ第12号ハ、第4条第2号ハ、第6条第3号第7号ロ第8号ロ第16号、第7条第1号ロ第2号ハ第3号ハ第4号ロ第5号ロ、第8条第1号二第2号二第4号、第10条第1号ハ第3号ハ第4号ロ第5号ロ、第12条第1号ロ第2号イ第3号ロ第4号ハ第6号イ第8号ハ、第13条第1号ロ第2号ロ、第14条第1号ロ第2号ロ第3号ハ、第16条、第20条第8号ロ、第22条第1号二、第22条の3第3号第5号ロ第6号ロ第7号ロ第8号、第22条の4第1号第2号ホ、第22条の4の2第1号第2号ホ、第22条の4の3第1号第2号ホ、第22条の4の4第1号第2号ホ、第23条第3号、第24条第3号、第24条の2第4号ロ第8号ハ第9号ハ第10号、第24条の3第2号、第25条第8号ロ第9号第10号、第26条の3第1号ロ第3号ロ、第27条第1号イ第2号イ第3号ハ、第28条第1号ホ、第31条第1号ホ第2号二第5号ホ、第31条の2第5号ロ第9号ハ第10号ハ第11号、第31条の3第2号、第32条第1号ロ第2号ロ、第33条第4号、第37条第1号ロ第2号イ、第38条第1号ロ、第39条第4号、	(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第1条第2号ハ、第2条第5号ロ第10号ハ第11号ハ第17号ハ第18号、第3条第6号ロ第11号ハ第12号ハ、第4条第2号ハ、第6条第3号第7号ロ第8号ロ第16号、第7条第1号ロ第2号ハ第3号ハ第4号ロ第5号ロ、第8条第1号二第2号二第4号、第10条第1号ハ第3号ハ第4号ロ第5号ロ、第12条第1号ロ第2号イ第3号ロ第4号ハ第6号イ第8号ハ、第13条第1号ロ第2号ロ、第14条第1号ロ第2号ロ第3号ハ、第16条第2号二、第14条第1号ハ第3号ハ第4号ロ第5号ロ、第12条第1号ハ第2号ロ第3号ロ第4号ハ第6号ロ第8号ハ、第13条第1号ロ第2号二、第14条第1号ハ第3号ハ第3号二、第16条第2号、第20条第9号ロ、第22条第1号二、第22条の3第4号ロ第5号ロ第6号、第22条の4第1項第1号第2号二、第2項第1号第2号ホ、第3項第1号第2号ホ、第4項第1号第2号ホ、第23条第3号、第24条第3号、第24条の2第4号ロ第8号ハ第9号ハ第10号、第24条の3第2号、第25条第8号二第9号第10号、第26条の3第1号ロ第3号ロ、第27条第1号イ第2号イ第3号二、第28条第1号ホ、第31条第1号ホ第2号二第5号ホ第6号ホ、第31条の2第5号ロ第9号ハ第10号ハ第11号、第31条の3第2号、第32条第5号、第37条第1号ロ第2号イ、第38条第1号ロ、第39条第4号、	事後	: 別表第二省令における情報提供の根拠を修正。
令和3年8月25日	I 4②法令上の根拠 (後半その2)	第40条第1号ロ第2号第3号ロ、第41条第1号第2号、第43条第1号ロ第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号二、第44条の2第2号、第45条第2号、第47条第2号ハ第3号ハ第4号ハ第5号ハ第6号ハ第7号ハ第8号ハ第9号ハ第10号ハ第11号ハ第12号ハ第13号ハ第14号ハ第15号ハ第16号ハ第17号ロ第18号ハ第19号ハ第22号ハ第23号ハ、第48条、第49条の2第2号、第50条第1号第2号ロ第3号ロ第4号ロ第5号ロ、第51条第2号第3号第4号ロ第5号第6号第8号第9号第10号第11号第12号、第53条第2号ハ第3号ホ第5号ハ、第55条第1号ハ第6号ロ第7号ロ第9号ロ第10号ロ、第56条、第57条、第58条第1号ロ第2号ロ、第59条第2号、第59条の2第1号ハ、第59条の3第1号二第2号二第4号  ※別表第二の30、34、35、39、40、48、58、59、84、89、91、92、101、105、116、117、120の項に対応する別表第二省令は、改めて命令案の公布後、一部改正により追加予定  (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わ	第40条第1号ロ第2号第3号ロ、第41条第1号第2号、第43条第1号ロ第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号二、第44条の2第2号、第45条第2号、第47条第2号二第3号二第4号二第5号二第6号二第7号二第8号二第9号二第10号二第11号二第12号二第13号二第14号二第15号二第16号二第17号ハ第18号二第19号二第22号二第23号二、第48条、第49条第1号ロ第3号ロ、第49条の2第2号、第53条第1号ロ第2号ハ第3号ホ第5号ハ、第54条第2号、第55条第1号ハ第6号ロ第7号ロ第9号ロ第10号ロ第11号ロ、第56条、第57条、第58条第1号ロ第2号ロ、第59条第2号、第59条の2の2第1号ハ第6号ハ、第59条の2の3第2号、第59条の3第1号ホ第2号ホ第4号  (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わ	事後	: 別表第二省令における情報提供の根拠を修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月26日時点	令和3年6月15日時点	事後	
令和3年8月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月26日時点	令和3年6月15日時点	事後	
令和5年8月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	⑧住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪事務に係る届出等について、窓口や郵送での受領以外にサービス検索・電子申請機能での受領 ⑫マイナポータルお知らせ機能を使用した届出人に対する通知 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	⑪、⑫の追加
令和5年8月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの概要	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住民システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 総合窓口システム	1 既存住民基本台帳システム(以下「既存住民システム」という。) 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 総合窓口システム 6 サービス検索・電子申請機能(びつたりサービス) 7 申請管理システム	事後	6. 7の追補
令和5年8月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (前半)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	: 別表第二における情報提供の根拠を修正
令和5年8月23日	I 4②法令上の根拠 (後半その1)	(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第1条第2号ハ、第2条第5号ロ第10号ハ第11号ハ第17号ハ第18号、第3条第6号ロ第11号ハ第12号ハ、第4条第2号ハ、第6条第3号第7号ロ第8号ロ第16号、第7条第1号ロ第2号ハ第3号ハ第4号ロ第5号ロ、第8条第1号ホ第2号ホ第4号、第10条第1号ハ第3号ハ第4号ハ第5号ロ、第12条第1号ハ第2号ロ第3号ロ第4号ハ第6号ロ第8号ハ、第13条第1号ロ第2号二、第14条第1号ハ第2号ハ第3号二、第16条第2号、第20条第2号ハ第3号二、第22条第1号二、第22条の3第4号ロ第5号ロ第6号、第22条の4第1項第1号第2号二、第2項第1号第2号ホ、第3項第1号第2号ホ、第4項第1号第2号ホ、第23条第3号、第24条第3号、第24条の2第4号ロ第8号ハ第9号ハ第10号、第24条の3第2号、第25条第8号二第9号第10号、第26条の3第1号ロ第3号ロ、第27条第1号イ第2号イ第3号二、第28条第1号ホ、第31条第1号ホ第2号二第5号ホ第6号ホ、第31条の2第5号ロ第9号ハ第10号ハ第11号、第31条の3第2号、第32条第1号ハ第2号ハ、第33条第5号、第37条第1号ロ第2号イ、第38条第1号ロ、第39条第4号、	(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第1条第2号ハ、第2条第7号ロ第13号ハ第14号ハ第20号ハ第21号、第3条第8号ロ第14号ハ第15号ハ第21号、第4条第2号ハ、第6条第4号第9号ロ第10号ロ第18号、第7条第1号ロ第2号ハ第3号ハ第4号ロ第5号ロ、第8条第1号ホ第2号ホ第4号、第10条第1号ハ第3号ハ第4号ハ第6号ロ、第12条第1号ハ第2号ロ第3号ロ第4号ハ第6号ロ第8号ハ、第13条第1号ロ第3号二、第14条第1号ハ第2号ハ第3号二、第16条第2号、第20条第4号第19号ロ、第22条第1号二、第22条の3第1号ロ第2号イ第13号ロ、第22条の4第1項第1号第2号二、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第23条第2号ハ、第24条第3号、第24条の2第1号イ第6号ロ第11号ハ第12号ハ、第24条の3第2号、第25条第10号二第11号第12号、第26条の3第1号ロ第2号ロ第3号ロ、第27条第1号イ第2号イ第3号二、第28条第1号ホ、第31条第1号ホ第2号二第5号ホ第6号ホ、第31条の2第1号イ第7号ロ第12号ハ第13号ハ、第31条の3第2号、第32条第1号ハ第2号ハ、第33条第5号、第37条第1号ロ第3号イ、第38条第1号ロ、第39条第4号、	事後	: 別表第二省令における情報提供の根拠を修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月23日	I 4②法令上の根拠 (後半その2)	第40条第1号第2号第3号口、第41条第1号第2号、第43条第1号第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号ニ、第44条の2第2号、第45条第2号、第47条第2号ニ第3号ニ第4号ニ第5号ニ第6号ニ第7号ニ第8号ニ第9号ニ第10号ニ第11号ニ第12号ニ第13号ニ第14号ニ第15号ニ第16号ニ第17号ハ第18号ニ第19号ニ第22号ニ第23号ニ、第48条、第49条第1号第3号口、第49条の2第2号、第53条第1号フ第2号へ第3号ホ第5号ハ、第54条第2号、第55条第1号ハ第6号口第7号口第9号口第10号口第11号口、第56条、第57条、第58条第1号口第2号口、第59条第2号、第59条の2の2第1号ハ第6号ハ、第59条の2の3第2号、第59条の3第1号ホ第2号ホ第4号  (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	第40条第1号第3号イ第6号口、第41条第1号第2号、第43条第1号第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号ニ、第44条の5第2号、第45条第2号、第47条第12号ニ第13号ニ第14号ニ第16号ニ第26号ニ第27号ニ第29号ニ第31号ニ第32号ニ第33号ニ第34号ニ第35号ニ第36号ニ第37号ニ第38号ニ第39号ニ第40号ニ第41号ハ第44号ニ第45号ニ第48号ニ、第48条第1号、第49条第1号口第3号口、第49条の2第2号、第53条第1号フ第2号へ第3号ホ第5号ハ、第54条第2号イ、第55条第1号ハ第6号口第7号口第9号口第10号口第11号口、第56条第1号、第57条第1号、第58条第1号ハ第2号ハ、第59条第2号、第59条の2の2第1号ハ第7号ハ、第59条の2の3第2号、第59条の3第1号ホ第2号ホ第4号  (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	:別表第二省令における情報提供の根拠を修正。
令和5年8月23日	I 7 請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地 北谷町役場 総務部 総務課	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課	事後	住所の修正
令和5年8月23日	I 7 連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地 北谷町役場 住民福祉部 住民課	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 住民課	事後	住所の修正
令和5年8月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月15日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和5年8月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月15日時点	令和5年3月31日時点	事後	
令和8年1月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、本町は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表に基づき、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	根拠法令の修正
令和8年1月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 総合窓口システム 6 サービス検索・電子申請機能(びったりサービス) 7 申請管理システム  ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。	1 既存住民基本台帳システム 2 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー 5 総合窓口システム 6 サービス検索・電子申請機能(びったりサービス) 7 申請管理システム 8 コンビニ交付システム  ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。	事後	1の修正 8の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>「番号法第19条第8号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二」行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第2号ハ、第2条第7号ロ第13号ハ第14号ハ第20号ハ第21号、第3条第8号ロ第14号ハ第15号ハ第21号、第4条第2号ハ、第6条第4号第9号ロ第10号ロ第18号、第7条第1号ロ第2号ハ第3号ハ第4号ロ第5号ロ、第6条第1号ホ第2号ホ第4号、第10条第1号ハ第3号ハ第4号ハ第6号ロ、第12条第1号ハ第2号ロ第3号ロ第4号ハ第6号ロ第8号ハ、第13条第1号ロ第3号二、第14条第1号ハ第2号ハ第3号二、第16条第2号、第20条第4号第1号ロ、第22条第1号二、第22条の3第1号ロ第2号イ第13号ロ、第22条の4第1項第1号第2号二、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第23条第2号ハ、第24条第3号、第24条の2第1号イ第6号ロ第11号ハ第12号ハ、第24条の3第2号、第25条第10号二第11号第12号、第26条の3第1号ロ第2号ロ第3号ロ、第27条第1号イ第2号イ第3号二、第28条第1号ホ、第31条第1号ホ第2号第5号ホ第6号ホ、第31条の2の2第1号イ第7号ロ第12号ハ第13号ハ、第31条の3第2号、第32条第1号ハ第2号ハ、第33条第5号、第37条第1号ロ第3号イ、第38条第1号ロ、第39条第4号、第40条第1号ロ第3号イ第6号ロ、第41条第1号第2号、第43条第1号ロ第5号ハ、第43条の3第2号、第43条の4第1号二、第44条の5第2号、第45条第2号、第47条第12号二第13号二第14号二第16号二第26号二第27号二第29号二第31号二第32号二第33号二第34号二第35号二第36号二第37号二第38号二第39号二第40号二第41号ハ第44号二第45号二第48号二、第48条第1号、第49条第1号ロ第3号ロ、第49条の2第2号、第53条第1号ウ第2号ホ第3号ホ第5号ハ、第54条第2号イ、第55条第1号ハ第6号ロ第7号ロ第9号ロ第10号ロ第11号ロ、第56条第1号、第57条第1号、第58条第1号ハ第2号ハ、第59条第2号、第59条の2の2第1号ハ第7号ハ、第59条の2の3第2号、第59条の3第1号ホ第2号ホ第4号</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>【情報提供】 :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>【情報照会】 :なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の廃止による修正
令和8年1月19日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和7年12月31日時点	事後	
令和8年1月19日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和7年12月31日時点	事後	
令和8年1月19日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスク対策は十分か	—	十分である	事後	
令和8年1月19日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスク対策は十分か 判断の根拠	—	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、必ず複数人での確認を行っている。</p> <p>また、人での介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクに対して、マイナンバー入り書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が入り込まないなどのダブルチェックや特定個人情報を含む書類等は、施錠できるキャビネット等に保管することを徹底する等の対策を講じている。</p>	事後	
令和8年1月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和8年1月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	—	十分である	事後	
令和8年1月19日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か	—	<p>・マイナンバー入り書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が入り込まないなどのダブルチェックを行っている。</p> <p>・特定個人情報を含む書類等は施錠できるキャビネット等に保管することを徹底している。</p> <p>・特定個人情報を取り扱う職員に対しeラーニングを活用した研修を実施している。</p>	事後	
令和8年1月19日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供NWSを通じた提供除く) 当該対策は十分か	【○】提供・移転しない	十分である	事後	